



第17号 昭和28年5月20日 編集人 大村市総務課長 藤井重四郎 長崎縣大村市 発行所 大村市役所 電話代表750番 印刷所 隆文社印刷所

陳情請願の處理状況

市民から市議会に提出された各種の請願事項の中、市議会で採択されたものは市長に送附され、逐次その處理に當つてゐるが大村市長就任以後、送附された請願の處理状況は次のようなものである。(広報係)

市議會に於て採擇された請願書の處理狀況(1)

一、諏訪、池田地区二願の件(三月採択松永階住宅補強に關する又次外)
二、諏訪、池田地区二願の件(三月採択松永階住宅補強に關する又次外)
三、諏訪、池田地区二願の件(三月採択松永階住宅補強に關する又次外)

市長から市民の皆様へのお便り

大村市長 大村純毅



お会いしてなるほどこの句は味のあつたことだ... 誰がよんだのか... 頭の悪い私は忘れてしまった...

縣忠靈塔で慰靈祭

三城公園・戦後初の盛儀

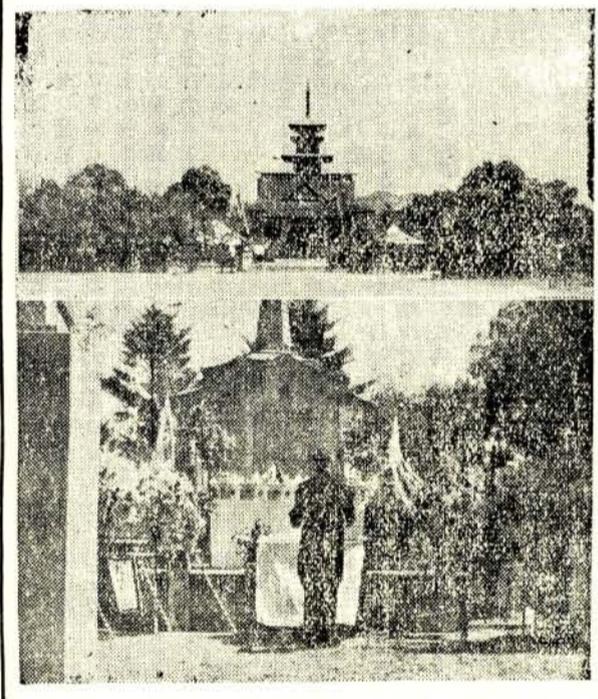
日清、日露戦争以来、弔辭、玉串奉奠など敵軍の忠靈塔を祀る三城公園の忠靈塔に於て、戦後初の慰靈祭が執行された...

防疫と市内の美化

環境衛生についてお願い... 鬱陶しい梅雨の季節、大村市に近づくにつれて、湿度が上がる...

人事移動

市では、五月一日付で次のような課長、係長級の人事異動が行われた...



- 「課長」(順不同) 直衛(税務課係) △伊藤課長 菅野鹿松 社会課係長兼社会福祉課係長 藤原謙二
「主任」 三浦主任 金子卓(税務課) △鈴木主任 岩長三(三浦主任) 永米一(三浦主任) △西大村主任 岩永五郎(西大村) 市立病院庶務課主任 藤元富士夫(水道課)

青年学級について 論文を募集 県教委で 長崎県教育委員会では本県における青年学級も開設奨励の時期から進んで内容の充実をはかる時期にあると考へられるので、勤労青年の教育施設である青年学級が社会教育の体系の中に存在する根拠を考え、さらに青年学級が種々の困難な条件下にも拘らず教育効果をあげるには、どうしたらよいかについて体験と実態を通じて青年学級の具体策を求め、左の要領により論文を募集する...

### 指定区域 必ず納めて下さい 塵芥搬出手数料について

本市では汚物掃除法に基き塵芥搬出を実施して居りますが、これが搬出区域は市の繁華街を中心として一定の地域と搬出手数料は市条例に定められ、この区域内居住の世帯主(掃除義務者)は塵芥焼却場、堆肥施設等の設置のない家庭では塵芥搬出手数料を納入して頂くことになつて居ります。

塵芥は肥料に利用するので搬出して居らなければならぬから納めないうる塵芥までも是非市で搬出して手数料を取らうとするのでなく、非衛生に亘らぬよう肥料に利用する処置は結構ですが、塵芥を海や河川に或は路傍に投げ捨てたり、家の周辺に放置するようなことは公衆衛生上、許されるものでなく、こうした事を未然に防止する為実施されて居るものであります。

例えは農家の場合、肥料になる塵芥は自家で処置するにしても年間を通じてお掃除の目的を達せられ、我らの市を美化することが出来るのであります。

そのして塵芥による蠅の発生源をなくし予防衛生の目的も達せられることになり、塵芥搬出手数料を一律に課税するに代り、如何に塵芥搬出手数料を納めたいと言ふ方もあるようですが、これは法による名称であつて大村市では条例に示す区域内におきましては塵芥焼却場、堆肥施設のない掃除義務者、例えは塵芥搬出の有無に拘らず手数料を納めて頂かねばならないのであります。

#### 長崎の開港

純忠公は、永祿五壬戌年(一五六二年)葡萄牙人に横瀬浦を開港したが、永祿七甲子年(一五六四年)同港が兵火のため焼けたので、横瀬浦を経て、平戸の河内浦に入津した。是に於て、純忠公は永祿八乙丑年(一五六五年)福田浦を開港したが、この港は碇泊に不便であつたので、元龜元年(一五七〇年)伴天連メルチヨウ・デ・フイゲレドは、数艘の小舟を率ゐ、一人の按針役を伴ひて、海岸の浦々の入口の水深を測量した結果、

規則にも「掃除義務者は覆蓋のある容器を備へ掃除したる塵芥を其の容器に蒐集すべし」とあるのであります。どうか市民の皆さん、フタのあるチリ箱を備付けて下さい。又手数料の滞納整理を強行しなければならぬことになりましては御互に不快なこともあり、手数料滞納の方は早く納入して下さいませう。御願ひ致します。

尚御不審の点がありましたら遠慮なくお尋ね下さい。そして大村市の美化は大村市民の手に依つて築き上げようではあられませんか。

附記  
塵芥焼却場、堆肥施設等の設置により異動のある方は其の都度、市衛生課に届出下さるようお願い致します。(市衛生課)

#### 四、被服と寝具

被服は米軍管理時代の初めのうちは私用品を使用していたので、和服のものも洋服のものもあり、下駄や草履ばきのものもあれば、長靴をはいていたものもありました。夏には浴衣を着こんで下駄の家の庭の気分を味わつたものでした。帽子は中折帽のものもあつたが戦時中が断然優勢でした。亡くなつた松井石根さんの中国服姿はとくに異彩をはなつていたことなどは当時の想い出の一つであります。

昭和二十二年六月下旬から一切の私有被服の使用が禁ぜられ、その代りに米軍服のお古

が支給されるようになり、支給されたものには別々のために上衣の背中和腕の前後、ズボンの前後、合計六ヶ所に長さ約十センチ、巾約七センチの「P」の字が墨痕いとなつて居りました。それは前後左右から「PRISONER」であることが一目瞭然たるためだつたのです。

入梅に衣替(せし)六つ紋の「P」の烙印いとあわれなるこの日はちょうど入梅の日には生れてはじめて「P」の制服をまとつたときは、いよゝゝ婆娑にサヨナラした淋しさと身の行末を案じて感慨無量なものを禁じ得ませんでした。米軍時代に支給された被服類は大體次のようなものでした。

- ズボン(毛)一着
- 作業服一着
- 外 套一着
- メリヤスシャツ二着
- ズボン下二着
- 靴下二着
- 靴一対
- 冬期は猿又の支給がなかつたのでフリキンのやむなかつた)
- 日本側に管理が移されてからは右の外に夏服の上(半袖)下各一着
- 冬服一着、作業服一着
- 冬期も支給されるようになったのでフリキン問題も解消しました。
- 被服類の洗濯は毎週一回やつてくれませんが、肌着類などは自分でも洗濯しています。
- 次に寝具ですが、初めのうちは米軍用の蒲団と毛布でしたが、その後に交換されて敷物、掛蒲団二、毛布二が支給されて居ります。
- 米軍時代には被服がらみかど期待して居るが、それは日本側に移しては渡されるようになりませんでした。
- 日本製の蒲団は綿が粗悪なのと手をぬいてある為なのであろう、重いばかりでサツパリ温かぬのもあり、またしばしば使つて居ると綿が隅の方にかたよつて真中のところは布だけになつてしまふシモノが多い。
- 敷蒲団は三つに、掛蒲団は四つにたゝんでキチンと整頓しておきます。そして読書をしたり、手紙をしたゝめたりする時には文机の代用品となり、また食事の場合には、食卓の役目をつとめてくれます。
- 行く年の句作や夜具の文机という誰かの俳句は年の暮の獄房の生活をうまく描写しています。

皆さん讀つて大村市の塵芥処理状況を一瞥して見て下さい。如何に塵芥搬出手数料を納めたいと言ふ方もあるようですが、これは法による名称であつて大村市では条例に示す区域内におきましては塵芥焼却場、堆肥施設のない掃除義務者、例えは塵芥搬出の有無に拘らず手数料を納めて頂かねばならないのであります。

長崎を最良の港と認め、純忠公と協議の上、翌元龜二年(一五七一年)長崎を開港することに成りました。純忠公は、高来郡の領主有馬修理大夫義純(純忠公の甥、二十二歳)と町建の事を示し合はせ、大村家を差越し、島原町大村町、平戸町、横瀬浦町、外浦町、分知町以上六町を建てた。これは純忠公の四十歳の折の事であつた。

先是、永祿丁卯十年(一五六七年)長崎に、長崎純景の城下町を築き、長崎純景の弟戸町総兵衛重方の領地たる戸町の町民

#### 五、食事

われわれのような生活をつづけて居るものには食事は日々の重大な関心事です。なにかおもしろいものが食膳にあつたらぬかと期待して居るが、それは日本側に移しては渡されるようになりませんでした。
- 日本製の蒲団は綿が粗悪なのと手をぬいてある為なのであろう、重いばかりでサツパリ温かぬのもあり、またしばしば使つて居ると綿が隅の方にかたよつて真中のところは布だけになつてしまふシモノが多い。
- 敷蒲団は三つに、掛蒲団は四つにたゝんでキチンと整頓しておきます。そして読書をしたり、手紙をしたゝめたりする時には文机の代用品となり、また食事の場合には、食卓の役目をつとめてくれます。
- 行く年の句作や夜具の文机という誰かの俳句は年の暮の獄房の生活をうまく描写しています。

- 15日朝 飯、味噌汁、茶
- 16日朝 飯、味噌汁、茶
- 17日朝 飯、味噌汁、茶
- 18日朝 飯、味噌汁、茶
- 19日朝 飯、味噌汁、茶
- 20日朝 飯、味噌汁、茶
- 21日朝 飯、味噌汁、茶
- 22日朝 飯、味噌汁、茶
- 23日朝 飯、味噌汁、茶
- 24日朝 飯、味噌汁、茶
- 25日朝 飯、味噌汁、茶
- 26日朝 飯、味噌汁、茶
- 27日朝 飯、味噌汁、茶
- 28日朝 飯、味噌汁、茶
- 29日朝 飯、味噌汁、茶
- 30日朝 飯、味噌汁、茶

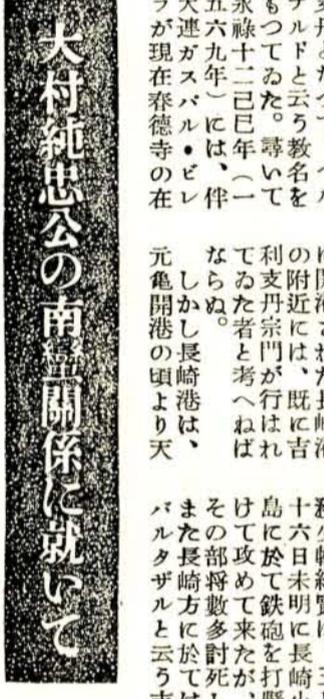
長崎純景は、そのれより以前既に吉利支丹となつて居りました。純忠公は、高来郡の領主有馬修理大夫義純(純忠公の甥、二十二歳)と町建の事を示し合はせ、大村家を差越し、島原町大村町、平戸町、横瀬浦町、外浦町、分知町以上六町を建てた。これは純忠公の四十歳の折の事であつた。

先是、永祿丁卯十年(一五六七年)長崎に、長崎純景の城下町を築き、長崎純景の弟戸町総兵衛重方の領地たる戸町の町民

利支丹武士、其他十人あり、同年七月十五日未明大村純忠公は兵船を以て深堀を攻め、黒船をして大砲を發射せしめた事あり、天正元癸酉年(一五七〇年)に

見え、これらの兵船が深堀の領海を通過せんとするところを盛んに鉄砲を打ちかけて襲撃したので、長崎方の兵船はもとより應戦はしたが、遂に一艘は捕獲せられ、討死する者もあつた。

利支丹武士、其他十人あり、同年七月十五日未明大村純忠公は兵船を以て深堀を攻め、黒船をして大砲を發射せしめた事あり、天正元癸酉年(一五七〇年)に



大村純忠公の南無關係に就いて

#### 古賀十二郎

利支丹武士、其他十人あり、同年七月十五日未明大村純忠公は兵船を以て深堀を攻め、黒船をして大砲を發射せしめた事あり、天正元癸酉年(一五七〇年)に

一年より秀吉がその御料所即ち直轄地となした。天正十五年(一五八七年)丁亥年(一五八七年)に至る十六年間に戦國時代の災に罹り、戦災に罹り、次第に衰微して行つた。其間、領主大村純忠公の苦心經營は、容易に窺ひ知ることが出来る。



